

第4講 デジタルアーカイブの利活用

熊崎 康文（岐阜女子大学）

デジタルアーカイブは、1990年代の初期から、過去から現在の資料をデジタル化し、次の世代への伝承と現状での利活用を目指して開発が進められてきました。デジタルアーカイブの基本は、過去～現在の資料の収集・保管、デジタル化、さらに現状での利活用と次の世代への伝承です。

過去～現在の各種資料を収集・保管し、次のように使われます。

①次世代へのデジタルコンテンツの確かな伝承

②国内外のデジタルコンテンツの流通と利活用

ここでは、図書館や博物館等におけるデジタルアーカイブの利活用について考えます。

【学習到達目標】

- ・図書館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明できる。
- ・博物館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明できる。
- ・デジタルアーカイブの共通利用について説明できる。

1. 博物館（野外博物館）・図書館におけるデジタルアーカイブ

博物館（野外博物館）や図書館は、貴重な資料の保存、利用のみでなく、地域の生涯学習活動や観光等の拠点としても期待される施設である。実際に、地域資料コーナーの設置や地域の教育活動の支援等に力を入れている施設も多い。施設によっては資料のデジタルアーカイブ化等にも取り組んでおり、デジタルアーカイブの観点での資料保存、利用の検討が必要となり、どのように保存、利用に供するかの検討が必要とされます。

このようなデジタルアーカイブに取り組むためには、次のような留意点が挙げられます。

① 所蔵資料の正確な撮影・記録

博物館や図書館では、地域の人々からの寄贈や寄託等、さまざまな収集方法で資料が集まります。そのため、撮影・記録の際には、資料の現状を正確に残すことができるよう、例えば、資料を多視点から撮影する等、撮影方法の検討も必要です。

② 展示等の撮影記録



琉球村（岐阜女子大学デジタルミュージアム）

博物館や図書館が行う展示には、一つのストリー性があり、特に、地域に関わりのある展示のデジタルアーカイブは、地域資料としての価値があり、地域の歴史記録としてどのように撮影記録するかを考える必要があります。

③ 地域の人々の作品等のデジタルアーカイブ化

地域の人々の作品や集められた資料をデジタルアーカイブ化し、許可を得て公開することを検討します。（地域との連携に繋がる）

④ オーラルヒストリー（地域の資料について）

地域の資料についての専門家の話をオーラルヒストリーのデジタルアーカイブとして記録することは、それこそが地域資料となり得るため、積極的に取り組む必要があります。

2. 知のデジタルアーカイブ

総務省は、2011（平成23）年2月から「知のデジタルアーカイブに関する研究会」を開催、デジタルアーカイブ推進に向けた取組の方向性の検討を行ってきました。その目的は、図書・出版物（図書館・Library）、公文書（文書館・Archives）、美術品・博物品（博物館・Museum）、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み（デジタルアーカイブ）の構築による知の地域づくりに向けて、デジタル情報資源の流通促進に係る課題の整理を行い、デジタルアーカイブ間の相互連携の促進を図ることです。

9回の会合を重ね、2012（平成24）年3月「知のデジタルアーカイブ」の実現に向けた提言及びデジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドラインをとりまとめられました。

3. デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン

2017（平成29）年4月、内閣府知的財産戦略本部のデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会、実務者協議会及びメタデータのオープン化等検討ワーキンググループにおいて、報告書「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」及びガイドライン「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」がとりまとめられました。

報告書では、「我が国においては、2000年代前半から、書籍、公文書や文化財等の分野ごとに、デジタルアーカイブの構築が進められてきており、一定の充実を見つかる。一方で、分野横断的なアーカイブの連携に関する取組や海外発信を含めたその利活用について検討の遅れが指摘されている。」とそれまでの我



飛騨民俗村（飛騨の里）（岐阜女子大学デジタルミュージアム）



知のデジタルアーカイブ（総務省報道資料）

が国のデジタルアーカイブ推進の課題と対応について報告しています。

そして、我が国におけるデジタルアーカイブの構築とその利活用促進に関する実務的課題に対する推進の方向性を示しています。

(1) 我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性

デジタルアーカイブの活用の対象を、観光、教育、学術、防災などの様々な目的として想定しています。これらを対象とした活用を通じて、デジタルアーカイブの構築・共有と活用の循環を持続的なものとし、その便益を博物館・美術館、図書館、文書館、大学、企業、市民コミュニティなどの「アーカイブ機関」を通じて、国民のものとしていくことが、我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要です。

以下、序章ではデジタルアーカイブ社会のイメージを概観し、その基盤の構築は国の戦略として重要な取組であり、公的機関がデジタルアーカイブに取り組むことは社会的責務として求めています。

第1章では、諸外国と日本の現状からその課題、第2章では我が国のデジタルアーカイブ推進の在り方について、第3章では今後の国の取り組みの方向性、第4章では、残された論点として、アーカイブ機関の取組をけん引するビジョンの構築と実現のための枠組の継続的な検討、アーカイブ機関がデータを整備・共有・連携できる共通基盤（プラットフォーム）の構築、長期利用・永続的アクセスを意識した取組、つなぎ役の設定には、必要に応じて関係省庁や自治体が自らポータルを立ち上げること、分野・地域ごとに、どのような支援策が必要かを確認、課題解決のフォローアップなどの必要性を記しています。

(2) デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン

○ガイドラインの対象・目的・内容

- ・対象：「アーカイブ機関」（=コンテンツを保有する機関）+「つなぎ役」+「活用者」
- ・目的：各機関がガイドラインに沿った取組を行うことによって、我が国のデジタル情報資源を豊かにし、活用者はもちろん、アーカイブ機関自らもその恩恵を最大限に享受できるようにすることを目指す。
- ・内容
 - ・「アーカイブ機関」が取り組むべきデジタル情報資源の整備・運用方法
 - ・「つなぎ役」がデジタル情報資源の共有化を促すに当たって取り組むべき事項
 - ・「活用者」がデジタルアーカイブの利活用に当たって取り組むべき事項



デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（知的財産戦略本部資料）

4. ジャパンサーチ

デジタルアーカイブが単独で公開されているだけでは、幅広い活用につながりません。複数のデジタルアーカイブが連携することで、デジタルコンテンツの活用基盤としてより広く認知され、活用されます。教育、学術・研究、ビジネス、地域活性化など様々な領域でのデジタルコンテンツの活用が広がり、新たな知の創造や経済的価値の創出に寄与できることになります。



ジャパンサーチ

「ジャパンサーチ」は日本のデジタルアーカイブをつなぐ、デジタルアーカイブの検索・閲覧・活用のプラットフォームです。2019年2月に試験版を公開し、フィードバックを受けて改善を続け、2020年8月に正式版が公開されました。図書館、博物館、美術館、公文書館、大学・研究機関、地方公共団体等のアーカイブ機関と、「つなぎ役」を通じて連携し、我が国の多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索・閲覧・活用できる。国全体の取組として、デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）の方針のもと、国立国会図書館がシステムを担当しています。

5. 博物館資料のデジタルアーカイブ化と博物館活動・業務のDX化

2022（令和4）年、文化庁の文化審議会第4期博物館部会が開催され、当面の検討事項として、博物館資料のデジタルアーカイブ化とその公開、その他博物館活動・業務のDX化について検討されています。

（1）博物館法改正の趣旨

2022（令和4）年4月、博物館法の一部が改正され、「博物館資料に係る電磁的記録」の作成・公開が加えられました。博物館資料をデジタル化して保存（デジタルアーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、きわめて意義深いです。

（2）博物館における資料のデジタルアーカイブ化の取組状況と課題

2020年の博物館総合調査（日本博物館協会）で、回答があった館の80.6%が「ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない」こと、77.5%が「ウェブサイト等での資料情報公開が不十分」なこと、73.9%が「資料や資料目録のデジタル化ができていない」ことを課題に挙げています。博物館によるオンラインサイト・オンラインを通じた多様な活動を促し、貴重な博物館資料の公共化や後世への継承を進める観点から、博物館資料のデジタルアーカイブ化を積極的に推進していく必要があります。

（3）博物館資料のデジタルアーカイブ化の推進

政府は2022（令和4）年度から新規に「博物館機能強化推進事業」を開始、特色ある取組を行う博物館の支援を行っており、資料のデジタルアーカイブ化の積極的実施についても支援の対象としています。

（4）博物館活動・業務全体のDXの推進

博物館資料のデジタルアーカイブ化に加えて、将来的には、その他の博物館の活動や業務全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めることは、博物館の文化的価値を社会に還元し、関係機関と連携して経済的・社会的価値を効果的に生み出し、地域の活性化を図るとともに業務の効率化を図る上で重要です。

【参考文献・参考Web】

- (1) 岐阜女子大学デジタルアーカイブ研究所、地域文化とデジタルアーカイブ、2017.3
- (2) 知のデジタルアーカイブに関する研究会、知のデジタルアーカイブの実現に向けての提言、知のデジタルアーカイブ～社会の知識インフラの拡充に向けて～、総務省、2012.3、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000041.html
- (3) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会、実務者協議会、「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」・「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」、内閣府知的財産戦略推進事務局、2017.4、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/2/digitalarchive_kyougikai/index.html
- (4) デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会、ジャパンサーチ戦略方針2021-2025、内閣府知的財産戦略推進事務局、2021.9、<https://jpsearch.go.jp/static/pdf/about/strategy2021-2025.pdf>
- (5) 文化審議会第4期博物館部会（第2回）、博物館資料のデジタルアーカイブ化の目的・状況、文化庁、2022.6、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan04/02/pdf/93734001_01.pdf



文化審議会・博物館部会

課題

1. 図書館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明しなさい。
2. 博物館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明しなさい。
3. デジタルアーカイブの共通利用について説明しなさい。